

## 公園名：青葉中央公園

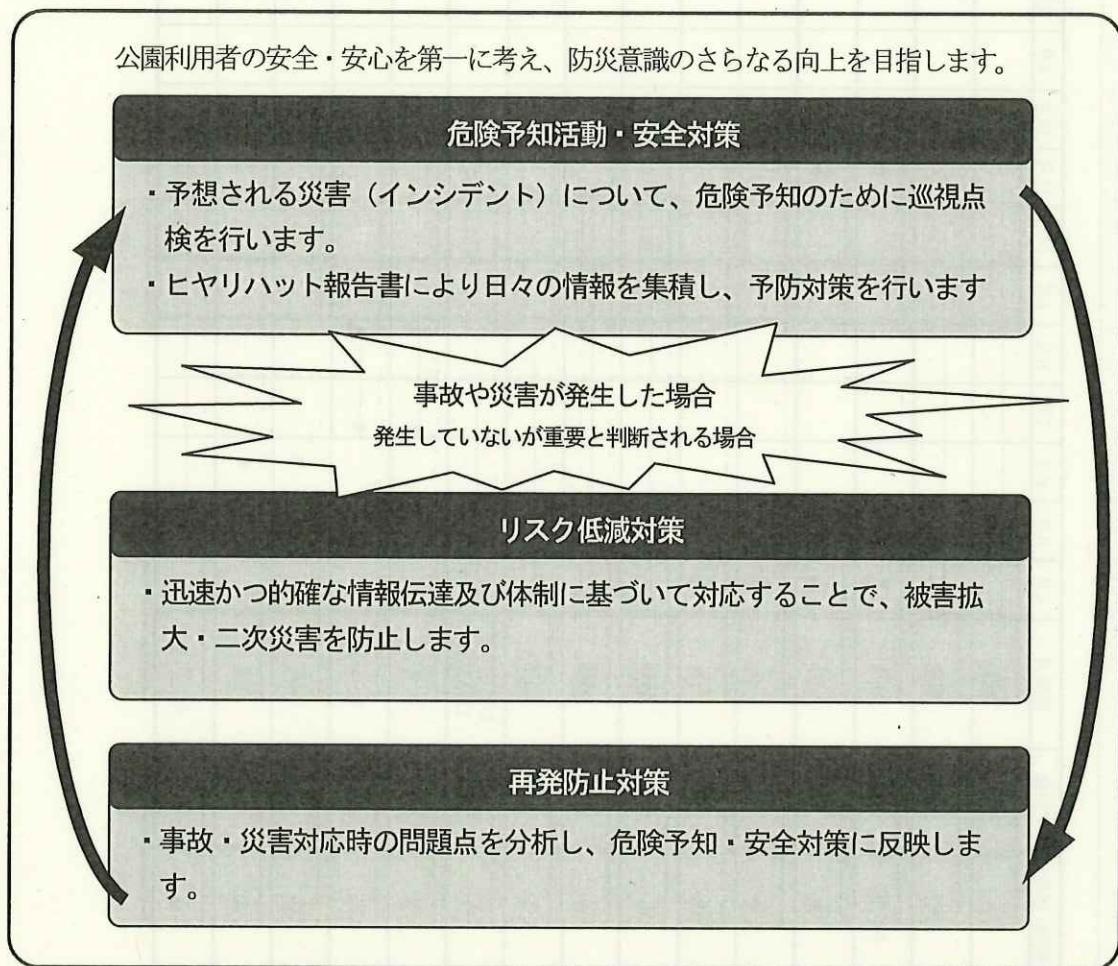
管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
照明灯管理	照明灯修繕	1式	随時	◆													ランプ・カバー取替等
	不点調査	1回	随時	◆													
冬期準備	樹木冬囲い	631本	1回	11月	◆												撤去含む
	水飲台冬囲い	2基	1回	11月	◆												撤去含む
テニスコート整備 (クレイ1面、全天候型1面)	テニスコート整備	2面	1回	4月	◆												クレイコート整正・転圧(1面)
	テニスコート整備	1面	1回	4月	◆												クレイコートライン整備
カラスの巣撤去	カラスの巣撤去	1式	随時	◆													高所作業車
	ハチの巣撤去	1式	随時	◆													
注意看板設置	注意看板設置	1式	随時	◆													ラミネート簡易看板
	駐車場ゲート開閉	1式	235回	4月10日～ 11月30日	◆												7:00～20:00
特殊管理	ウォータースライダー監視	1式	50日	7～8月	◆												9:30～16:30
	ウォータースライダー清掃	1式	3回	7～8月	◆												オープン前に1回
	ウォータースライダー点検	1式	1回	6月	◆												機械設備点検
	ウォータースライダー点検	1式	1回	6月	◆												建築基準法による
	落葉堆肥管理	1式	随時	5～11月	◆												切返し、促進剤混入

### (3) 防災業務計画

グループでは公園内及び周辺地域で想定される様々な事故・災害を未然に察知し、危険が発生した際には迅速かつ的確に対応することによって被害を最小限にとどめ、利用者と地域住民の安全・安心を確保することを防災業務方針とします。

公園内で灾害、事故が起った場合、どのような種類の災害、事故か速やかに判断して、適切な緊急処置を講ずることが大切です。あわてずに被害者の救助を第一に行うため、緊急対処体制として、所長を中心に防災計画を作成し、事故・災害発生時連絡体制表に従い、迅速に対応するものとし、発生の状況等は公園管理者に直ちに報告します。(P28に記載しています)

公園利用者の安全・安心を第一に考え、防災意識のさらなる向上を目指します。



#### 危険予知・安全対策

起こりうる地震・火災・風水害等の災害や事故・傷病等の危険源については、グループ代表が取得している労働安全衛生 ISO45001に基づいたリスク評価を行い、危険予知活動やリスク低減対策を実施していきます。また、公園管理者と協議の上、防災計画を定めるとともに、日頃から訓練を行い、利用者とスタッフの安全を確保します。利用者に対しては、災害情報等の予知できる場合に園内掲示板等で注意喚起を行います。

### 避難所としての対応

あらかじめ、指定避難所として指定されていないとしても、災害等が発生した場合には、事実上避難者が集まることも想定され、その際には施設の安全を確認した上で一時的に避難者を収容するとともに、区災害対策本部に連絡し指示に従います。

事後的に、指定避難所として指定され、避難所運営の支援など通常の施設管理以外の管理運営を行うことも考えられることから、避難者の安全管理等の運営の対応については、「札幌市避難所運営マニュアル」にて確認します。

#### ①防災計画には、以下の内容を含みます。

- ・防災業務の実施方針
- ・災害等が発生した場合の統括対応とその役割、スタッフの役割分担と連絡系統を記載した体制表
- ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
- ・事故による傷病等の想定項目と未然に防ぐための対策
- ・万一事故等が発生した場合の対応方法（医療機関やその他関係機関との連携を含みます）
- ・休館日の災害等への対応体制

防災計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
危険箇所・避難看板設置	○											
避難訓練	○					○						
普通救命講習	○			○								
防災訓練						○						

#### ②防災業務の実施にあたっては、次の基準、観点で行います。

- ・災害等の緊急事態が発生した場合は、防災計画に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を行います。
- ・利用者の安全を最優先で確保します。
- ・スタッフの安全、地域住民への対応や関係機関との連携及び協力に十分に配慮します。
- ・災害等が発生した場合に、スタッフが必要な初動対応、避難場所としての対応及び連絡等を行える状況を維持するとともに、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立します。
- ・災害発生の状況、その他必要な事項について直ちに公園管理者に報告します。

#### ③利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制やスタッフによる応急救護体制を確立します。

④消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理または防災管理を徹底します。

⑤注意報・警報が発令される等、荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行います。

⑥荒天後は、公園内を巡回し、被害の有無を確認し、重大な事故がある場合は速やかに公園管理者に報告するとともに、危険箇所については、2次災害を引き起こさないように収束状況を見極めて処置を行います。

### 災害時の施設の活用

- ・防災自動販売機の導入を検討し、災害時は無料で飲み物が飲めるようにします。
- ・公園への緊急ヘリポートの活動時は、関係機関の指示に従って協力します。

### 緊急事態の防備

- ・予想される災害等の緊急事態（台風・水害・大雪等）について、危険予知のための巡回・監視、応急処置等の対応、安全パトロール等を日々実施します。
- ・日常の巡回点検においては、管理事務所等の建物や噴水施設、遊具広場等を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- ・遊具等の点検は、年2回、遊具点検有資格者により実施します。スタッフによる月1回の定期点検を実施します。
- ・公園内で不審物を発見した場合には、公園管理者や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し対処します。
- ・事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、災害時対応フロー、緊急連絡体制、緊急時対応手順書を作成します。
- ・事故、災害等の発生時に、迅速かつ的確な情報伝達及び対応ができる体制を確立し、また、事故が発生した場合には、被害者の救済、保護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処します。
- ・台風及び震災、火災発生を想定した防災訓練を、年1回実施します。
- ・台風や大雨警報等が発令された場合は、緊急事態体制を設置するとともに、被害状況の把握調査を実施し、公園管理者及び関係機関への報告、応急措置等を行います。また、災害発生時に迅速に行動できるよう、緊急時の対応についても安全教育を行い、負傷者が出了場合や被害が更に拡大しないよう、次ページの処置を行います。

## 病気・けが

- ・必要に応じて応急処置を行います。
- ・普通救命講習会を受講したスタッフが応急処置を行います。
- ・応急処置の際には管理事務所に常備してある救急備品を使用します。
- ・対応については事故発生時の対応に準じます。
- ・救急救命センター等や地域周辺の病院、消防署、警察署の把握を日頃より行い、事故発生時には、迅速に連絡します。
- ・病気・けがについて応急処置を行えるよう準備します。また、応急処置方法については普通救命講習会等を受講し、スタッフが対応できるようにします。
- ・救急箱（消毒薬・ガーゼ・傷薬・包帯等）を管理事務所に常備し、常に応急処置が出来るようにします。

けがの応急処置については、下記の通りに対応します。

- ・医師にかかるまでに「けが」を調べ、一刻を争う手当を優先的に処置します。
- ・安静が第一の場合、被害者をむやみに動かさないようにします。
- ・水平に寝かせることを基本としますが、顔が青白い時は足を高くして顔を低めにします。また、顔が赤い時は顔と肩を高くなります。
- ・嘔吐したり、口から血が出ている時は横向きに寝かせ、呼吸が苦しいときは、心臓を上にします。
- ・発見者及び通報を受けたものは所長に知らせ、指示に従います。また、素人の手当で済まないで医師の診断を受け、指示に従うようにします。
- ・やけどの場合は、早急に水で冷やし、時間の目安は15分～30分程度とします。
- ・日射病（頭痛、めまい、吐き気、視力障害）の場合は、着替えをさせ、風通しのよい部屋、または木陰に上半身を少し高くして仰向けに寝かせます。
- ・蜂に刺され、めまい・悪寒をともなう場合は、病院に連れていきます。
- ・骨折した場合は、折れたところが外見では分からない時、その付近の関節を動かさないよう副木（棒、板、ダンボール等）を水平に当てて、手ぬぐいやベルト等で固定します。また、外見で分かる場合は、傷の部分を避けて上下の関節を超えて固定し、冷湿布をした上に副木を水平に当てます。
- ・かぶれた場合は、植物だと刺激の少ない石鹼を泡立て、湯で洗い流し、あまり強くこすらないようにします。
- ・出血した場合は、傷口にハンカチやガーゼを当てて、上から指や手で強く押さえます。出血量が多い場合は、傷口より心臓に近い所をきつく締めつけます。

心肺停止、気道異物混入時の処置については、下記の通り対応します。

- ・救急車の手配、AED確保を分業して行うとともに、安全確保を行います。
- ・心肺停止の場合は、普通救命講習に基づいた胸骨圧迫と、人工呼吸を行います。この時、感染症に注意します。

- ・救急隊員が到着しても、引き継ぐまでは継続します。
- ・AEDは、心肺機能が再び不安定になる可能性があるため、装着したままとします。
- ・気道異物混入による呼吸困難者には、腹部突き上げ法、背部叩打法を行います。

### 火災

事前に行っている防火知識の安全教育や防火訓練を活用し、初期消火に努め、関係機関へ迅速に通報するとともに、スタッフは利用者を迅速に安全な場所へ避難誘導を行います。

### 電気・水道・ガス等

事故発生時には、配電ブレーカー、元栓を閉じ、危険箇所の立ち入りを禁止する柵の設置等の処置をします。

### 陥没等

危険区域を柵で囲い、危険表示をして立ち入り禁止とします。

### 防災訓練

グループでは、防災訓練を実施しており、今後も引き続き訓練を行っていきます。

### その他の対応

- ・その他の災害、事故においても、所長が関係機関へ迅速に報告します。
- ・危険予知のための巡回・監視、応急処置等の対応、安全パトロール等を日々実施します。
- ・AED※(自動体外式除細動器)の設置・教育を行います。
- ・グループは、AEDの設置された応急手当協力施設として当公園を「さっぽろ救急センター」に登録します。
- ・事故・災害発生時連絡体制に基づき、対応します。(P28に記載しています)

以下の事故等が生じた場合は速やかに公園管理者に報告し、場合によっては公園管理者の指示に従います。また、事故原因等を明確にし、再発防止に努めます。

- ・公園施設等が滅失または棄損した場合
- ・公園内で事故が発生した場合
- ・植物の補植等を大規模に行う必要が生じた場合
- ・都市公園台帳の記載事項に変更するような事態が生じた場合
- ・その他、管理上不測の事態が生じた場合

### ※AEDとは

心臓の心室が小刻みに震え、心室細動が致死性の不整脈な状態の場合に、電気ショックを与え正常な状態に戻す機器のことです。



AED の設置

## 施設の閉鎖措置

風雨が強い場合は巡視点検を強化し、危険を予知できる場合は公園管理者と協議し、状況に応じて公園の全部または一部を閉鎖し、利用者の安全確保を第一優先とします。

## 避難場所の周知(避難・誘導)

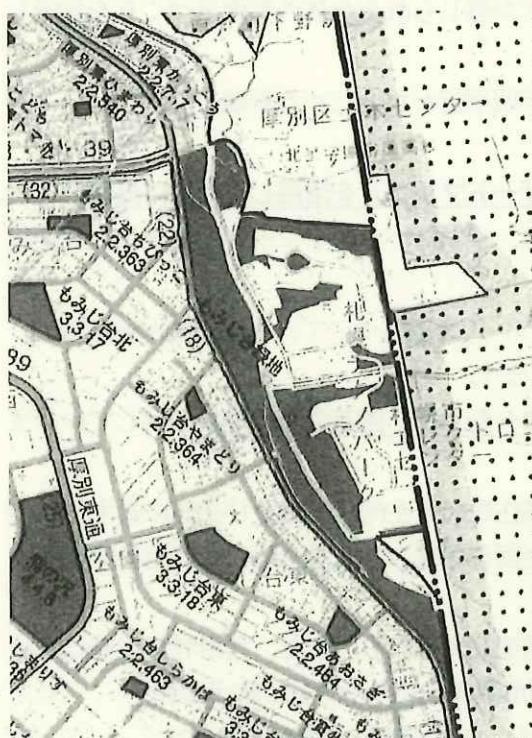
地域住民への防災に対する認識を深めてもらうための調査・計画を実施し、住民参加による防災事業の推進に取組みます。

地域避難場所に指定されている公園について避難マップを作成し、地域住民、学校等に配布して、地元地域に対して避難場所及び避難ルートの周知を行います。

利用者に対しては公園に避難マップを掲示して、日常的に避難場所の周知を行います。

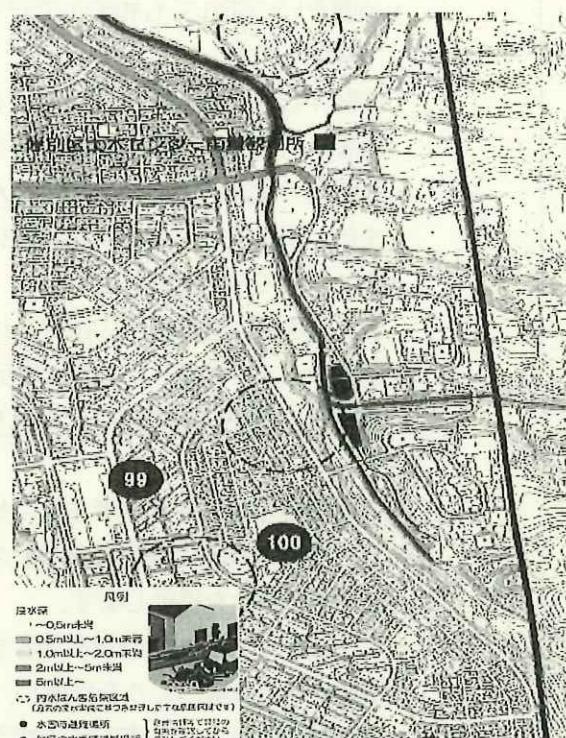
事前に察知することが可能な台風接近時においては、インターネット等で情報収集を行い、危険性のある看板の撤去・固定のほか、倒木・落枝が想定される区域への立ち入り禁止等の事前対策を講じます。

避難マップの更新に関しては、利用形態や、寄せられた要望等を反映し、4公園のほか、グループが管理する他の公園での事例集も活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全の確保に努めます。



札幌市公園緑地図

平成 23 年 4 月 1 日現在



札幌市洪水ハザードマップ(洪水避難地図)

平成 24 年 3 月一部改訂

## 4. 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

### (1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

#### 取組の基本的な考え方

4 公園は、住宅地からほど近いにも関わらず、みどり豊かであることが魅力となつております。自然観察はもちろんのこと、環境教育の場、子供の遊び場としても活用されています。グループは、「利用者サービスの向上」が必要と考え、「地域住民との協働・地域のボランティア団体と連携」「イベントの充実」に努めることを基本方針とします。

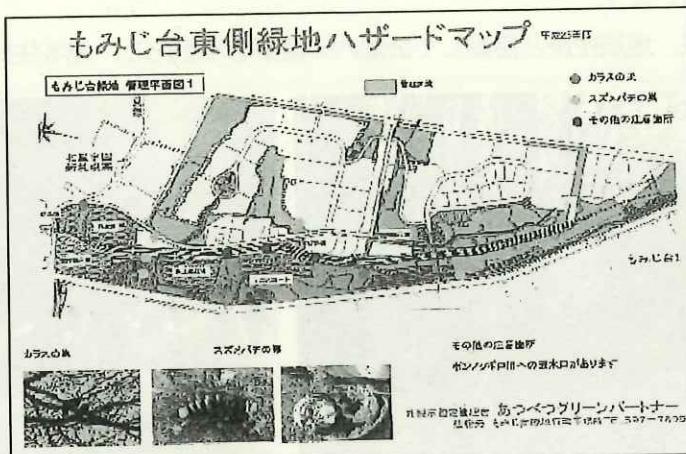
また、老人福祉施設と連携して、病気・ケガのリハビリテーションのためのデイサービスの場として施設提供を行います。

#### 利用者サービスの向上

- ・Webアクセシビリティを確保した利用者の誰もが分かりやすいホームページ（ホームページには、アクセス件数のカウンター、メールアドレス、電話番号等の利用者向けの問合せ先を掲載します。）の更新をし、各公園の基本的な情報・施設利用状況・開催イベントの情報、公園の様子等最新の情報をホームページで紹介しています。
- ・施設利用状況・開催イベント情報、公園の様子等を公園内の掲示板で紹介とともに、チラシ、パンフレットコーナーを管理事務所に設置して利用者が求める情報発信をしていきます。
- ・公園をいつ訪れても和やかで安らぎが感じられる全体の雰囲気づくりを意識して管理します。
- ・園路や花壇を花でいっぱいにする等四季折々が楽しめる景観づくりを行い、利用者にうるおいの場を提供します。
- ・公園内の危険箇所を周知する「ハザードマップ」を活用し、公園に掲示します。また、小学校の遠足等で利用時には、子供にハザードマップを配布し、危険箇所についての説明をします。
- また、地域の避難場所に指定されている4公園について、地域住民と協議の上、避難マップを見直し、公園に掲示します。
- ・高齢者、障がいの方々にレクリエーション、園芸療法の場を提供していきます。
- ・学習機会の提供や利用者または地域住民の自主的な活動及び交流に対する支援として、定期的に利用者参加型の企画を開催し、施設を通じて利用者同士が交流できる機会を提供します。
- ・ボランティア団体の新規参加者を積極的に募集し、また、利用者が気兼ねなく相談できる環境づくりを目指し、利用者サービスの向上に繋げます。
- ・相談者には極力、迅速丁寧に対応を行い待ち時間の短縮に努めます。
- ・相談申込時を含め、相談者のプライバシーには十分に配慮します。

私たちグループは指定管理者として多くの参加型の利用者サービスを開催した実績があり、多数の参加者に喜ばれています。特にボランティア参加の花植えは他の公園利用者にも好評で、「どんな花が咲くのか楽しみ。」との声が聞かれるようになります。

また、利用者の声を反映した「犬のしつけ教室」、冬期公園利用の「スノーモービル乗車体験」等、着実に利用者サービスが定着してきていると考えています。



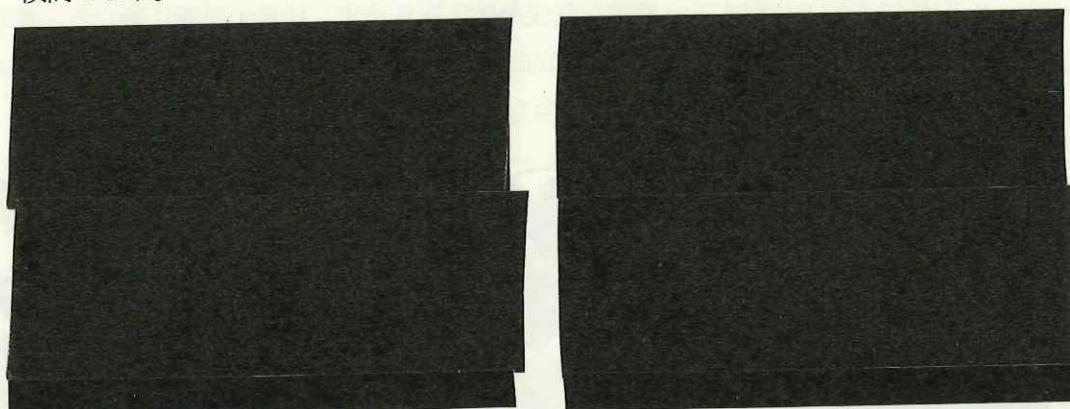
危険箇所のハザードマップ

以上を踏まえ、次のような利用者参加型のサービスを提案・継続・開催します。

#### 花いっぱい運動・子供花壇（環境教育）

4 公園において、子供主体の花壇をつくり、花植え作業等を通して公園への愛着、親しみを持てる花壇づくりを推進します。

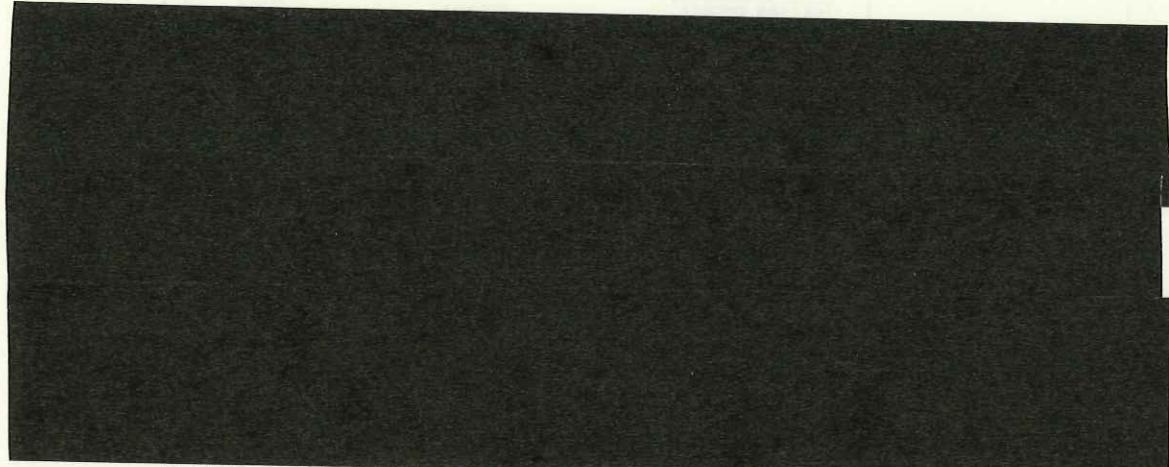
子供のための環境教育の場を提供し、特に子供が関心を持つてようなサービスを検討します。



環境教育の様子（遊びの野外活動・子供花壇）

### 各団体・ボランティア団体との連携（養成・支援）

- ・ボランティア団体と協働することにより、公園の利用促進に努め、ボランティア活動の養成と支援を行います。
- ・利用促進活動等を行う利用者及び団体の養成と支援を行います。
- ・協議会と連携しながら、住民参加の公園活用を推進し、その活動の養成と支援を行います。
- ・現在、地域住民と協働して公園内の落葉を堆肥化し、地域住民に還元しています。



住民参加による落葉拾い

ボランティア活動の様子

### 高齢者・障がい者向けレクリエーション・園芸療法

高齢者や障がい者の方々のレクリエーションや園芸療法の場として、花植え等を行います。

### 園芸相談会

札幌は本州と比較すると特殊な気候条件にあります。札幌の環境に適した、草花の育て方や管理方法等について、定期的に知識の豊富な相談員によるガーデニングの講習会を行いながら園芸に関する相談会も合わせて実施していきます。



園芸療法による花植え

園芸相談会

## 自然観察会

- ・豊かな樹木や野草、野鳥等も観察できる環境を生かした自然観察会を開催します。
- ・青葉中央公園に生息しているミズバショウの観察会のほか、ネイチャークラフト（自然の工作）作り等も企画・実施します。また、地域の団体と連携してホタルの飼育観察会等を実施します。
- ・新たな取組として、厚別山本公園で整備される環境創造林・ビオトープ等では「天空自然公園・地域固有種の環状ネットワークへの誘導」を目指して動植物観察会等のイベント等を開催し、植物の遷移や動物の多様性や生命の尊さを学ぶ場とし、子ども達の環境教育の場として自然への関心を高める機会を提供します。



自然観察会

ホタル観察会

## 遊びの野外活動（環境教育）

### ドングリ・落葉拾いの工作

公園内の植物素材を使ったペンダントやカルタ、パズルを子供と一緒に作って作り、遊びを通して植物への興味を育みます。

もみじ台緑地ほか管理地内にある植物の落ち葉を使った工作等の自然と親しむ機会を提供します。

もみじ台緑地・青葉中央公園にて子供たちと公園内で落葉や枝を拾い、押し花のしおりや樹名板を作成します。（木のぼり教室、自然あそびワークショップ等）



落葉拾いを使った工作

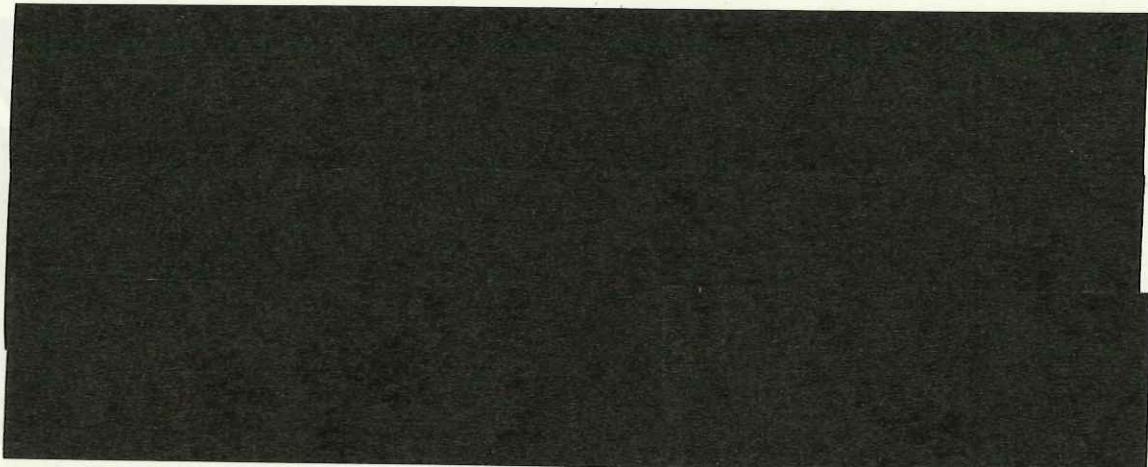
### **写真教室・展示会**

公園内を自由に散策し、カメラを通じて公園の風景、植物、人、物等を撮影します。市民同士の交流も出来、厚別の魅力再発見につなげるとともに、市民が撮影した写真の展示を行うことで、さらなる公園の情報発信を図ります。

### **スポーツ選手によるスポーツ教室・講習会**

スポーツに関心のある利用者の要望に答え、スポーツ教室・講習会を開催します。

平成28年10月には、コンサドーレOBの曾田雄志氏を迎えて、もみじ台東側緑地で開催しました。



元Jリーグ選手によるサッカー教室

### **ノルディックウォーキング講習会**

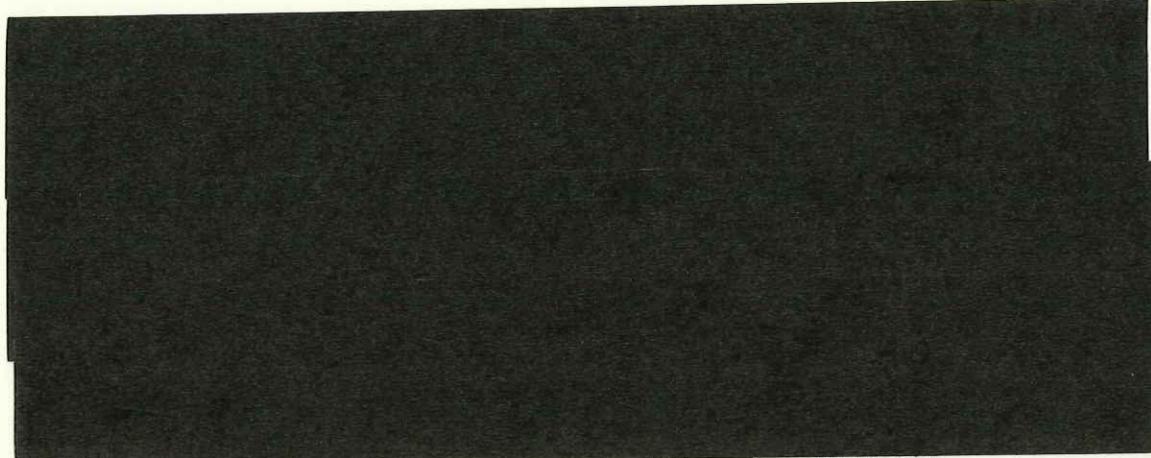
もみじ台緑地や大谷地流通団地東側緑地の延長のある園路や広い敷地の厚別山本公園では、健康増進・体力づくり・運動不足の解消を目的とし、誰でも気軽に楽しめるノルディックウォーキング講習会を開催します。園内の自然を観察しながら楽しめるように講習会に専門講師を迎えます。

### **犬のしつけ教室**

公園での散歩のマナーを知つていただくための散歩講座を実施します。犬の社会性を育むとともに、飼い主が公園の利用マナーについて考えるきっかけをつくります。ウォーキングをしながら、利用マナーの啓発をすることで、犬の飼い主同士の交流を深めます。

### **野外音楽会**

アマチュアによる野外音楽会を開催します。年1回音楽を、利用者に楽しんでもらいます。もみじ台緑地駐車場にて開催します。



### 犬の散歩講座

### 野外音楽会

#### フリーマーケット

もみじ台緑地の駐車場にて地域住民によるフリーマーケットを開催します。

#### コインロッカーの設置

- ・公園利用者を対象に利用者の貴重品等を一定の時間保管できるよう、コインロッカーを設置します。利用開始時に硬貨の投入が必要ですが、解錠時に返却される、コイン返却式ロッカーを採用します。
- ・一定の日数を超えてロッカーに放置されている場合は、スタッフが開錠し、管理事務所で一定期間保管し、所定の期間を超過しても所有者が現れなかった場合は処分します。
- ・ロッカー内に不審物・危険物等が発見された場合は、公園管理者に報告し協議したうえで対応します。
- ・ロッカー使用時におけるルールについては、掲示板・ホームページにて、正しい利用方法を利用者に周知し、理解を促します。

#### 日よけの設置

近年の気温上昇による健康被害の恐れが高まっていることから、高齢者の利用が多く木陰の少ない厚別山本公園のパークゴルフ場や夏期のイベント開催場を主体に、熱中症対策として日よけテント等を設置します。

#### パークゴルフ場内のプランター設置

厚別山本公園パークゴルフ場内のベンチ周辺や受付棟、スタート台まわり等において、花卉類で潤いを彩ったプランターを設置します。

#### 公園施設補修

公園内のベンチ、遊具等のペンキの塗りなおしを地域住民と協働で行う等、積極的な参加型の公園の美化活動を計画します。

## 地域のイベントとの連携

厚別区主催の新さっぽろ冬まつりや青葉町連合会が行う青葉町夏まつり（青葉中央公園）に協賛し積極的に参加しています。地域のイベント会場に、グループの活動紹介や厚別山本公園の紹介等、積極的にアピールする場としての活用をしていきます。

## 冬期講習会(管理事務所)リース講習会

門松、しめ縄、リース作成講習会を冬期間、管理事務所内で行います。

## 冬期イベント事業

冬期間にも公園を利用出来る提案をし、多くの利用者に冬の公園を楽しんでもらえるように努めます。また、冬ならではの遊び方、楽しみ方等を展示紹介していきます。

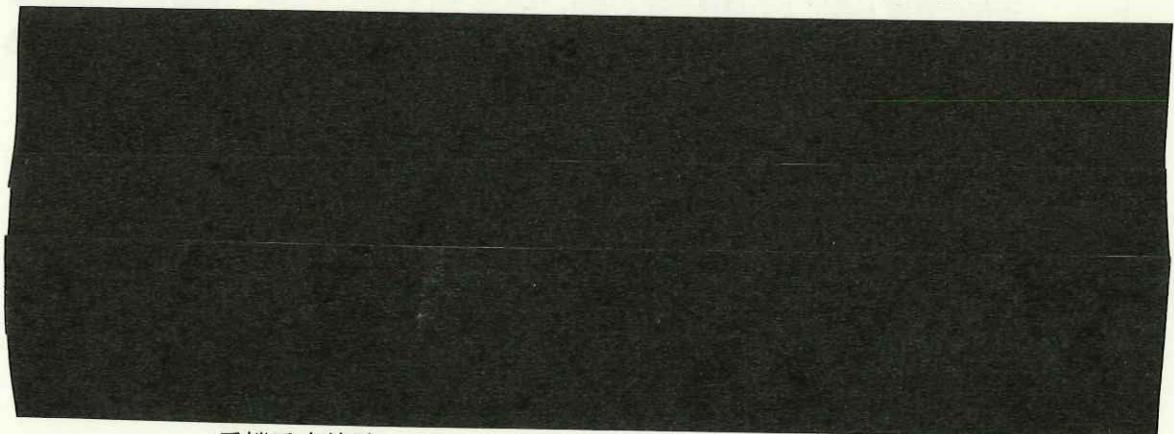
- ・利用者と一緒にアイスキャンドルを作成し、冬の公園に灯をともします。
- ・車好きの子供たちを集めて、重機、スノーモービル等、普段乗ることの出来ない乗車体験を行います。
- ・スノーモービル試乗会を運行します。



フリーマーケットの開催



アイスキャンドル



重機乗車体験

スノーモービル乗車体験

事業計画	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
花いっぱい運動 ・子供花壇 (環境教育)	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
ハザードマップ	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
避難マップ	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
各団体・ ボランティア団体 との連携	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
高齢者・障がい者向け レクリエーション・ 園芸療法	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
園芸相談会	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
自然観察会	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
遊びの野外活動 (環境教育)	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
写真教室・展示会	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
スポーツ選手による スポーツ教室・講演会	調査・計画 ↔↔	実施 ↔見直し↔	調査・計画 ↔↔	実施 ↔見直し↔	調査・計画 ↔↔
ノルディック ウォーキング	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔
犬のしつけ教室	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔	実施 ↔見直し↔

事業計画	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
野外音楽会	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
フリーマーケット	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
コインロッカー	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
日よけの設置	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
パークゴルフ場内の プランター設置	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
公園施設補修	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
地域の イベントとの連携	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
冬期講習会(管理事務所) リース講習会	調査・計画 ↔	調査・計画 ↔	調査・計画 ↔	調査・計画 ↔	実施 ↔ 見直し ↔
アイスキャンドル	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
重機乗車体験	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
スノーモービル 乗車体験	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔

## (2) マナー啓発に関する業務と実施計画

利用者や地域住民に快適に利用して頂ける環境をつくる上で、不法行為・迷惑行為を抑制することは大切であると考えています。

不法行為・迷惑行為を抑制するためには、利用者や地域住民のマナーの向上に対する意識を高めてもらい、口頭注意や看板等の掲示物により注意をしていくように心がけていきます。グループでは、利用者にその意図を理解してもらえるよう、態度・行動・状態等目に見える形で示し、条例で規定する禁止行為及び迷惑行為を防止するための対策を行います。

### 不法・不当行為、犯罪の未然防止への対策

- ・不法行為や迷惑行為を予防する取組みとして、マナー啓発の活動を行います。
- ・巡回の際にごみのポイ捨てやトイレの汚れ、遊具の汚れ・破損を点検し、モラル低下の誘引となる要素は迅速に排除します。
- ・挨拶や声掛けによって不法行為や迷惑行為の行いにくい環境づくりに努めます。
- ・不法・不当行為があった場合は、直ちに原状復帰及び退去を求めます。後日発覚した場合は掲示板等で告知し、不法行為等を明らかにします。
- ・ホームページ、掲示板、注意看板等で禁止行為であることと、その理由を明確に表示し、利用者等の理解を求めます。また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、地域コミュニティと連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組みます。
- ・不法占拠・器物破損・不正利用等があった場合は、公園管理者に報告し、適切な対応をします。
- ・窃盗・傷害・事故等があった場合は、所轄警察に通報するとともに、公園管理者に報告し対応します。
- ・保安が必要な場合は、内容を把握し、警備等の検討を行います。
- ・定期的なパトロールのほか、夏休み等は関係機関やもみじ台育成委員会との合同パトロールを実施し、犯罪の未然防止を図り、安全・安心の確保に努めます。
- ・ホームレスへの対応については、公園管理者及びホームレス支援団体と協力して必要な措置を取ります。
- ・管理事務所はさっぽろ救急サポート\*に参画しており、生命の危険な状態に陥った利用者に対して、速やかな応急手当てを行える環境づくりを行っています。

### ※さっぽろ救急センター

救命効果の向上を目的に、応急手当のできる職員等が勤務し、かつ自主的にAEDを設置している施設等に対し、「ここに(AED)があります。」ということをステッカーにより表示して、付近を通りかかった市民の方が、救急車が到着するまでの間に速やかな応急手当を行っていただくための事業です。



さっぽろ救急センター

## **不審者への対策**

不審者を発見した場合、管理事務所に通報し、警察へ連絡してもらうよう公園内の掲示による啓蒙を行います。

## **違法駐車等、違反車両への対策**

- ・駐車場と駐輪場の巡回を行い、駐車車両・駐輪車の定期的な確認を行います。
- ・不法車両を少なくするため、夜間の出入口の開閉（チェーン取付け等）、地域住民と協議の上、改善策を検討していきます。
- ・違反車両の発見時には注意書きを見えるところに貼り、所轄警察と連携を図ります。

## **放置自動車・放置自転車・放置バイクへの対応**

日常の巡回による注意指導や看板等による注意喚起を図ります。

対応については、撤去依頼の貼り紙を貼付してから1週間経過した放置自動車・自転車及びバイクについては、車体番号、盗難登録番号、メーカー等を記録し、管轄の警察署へ照会するとともに、公園管理者へ報告します。

## **自転車・スケートボード・ローラースケート等の危険運転対策**

携帯型端末を使用しながらの運転や、他の利用者に迷惑をかけるような利用に対しては、日常の巡回による注意指導や看板等による注意喚起を図ります。

## **ゴミの不法投棄への対策**

- ・不法投棄の懸念があるため、巡回パトロールを強化し、不法投棄があった場合は直ちに回収します。投棄の可能性のある場所へは車両進入路を閉鎖する等、投棄されにくい環境をつくります。
- ・巡回・作業時には、スタッフもごみ袋を携帯し、目についたごみは即座に処理するとともに、不法投棄やごみのポイ捨てを禁止する看板を設置します。

## **火気使用対策**

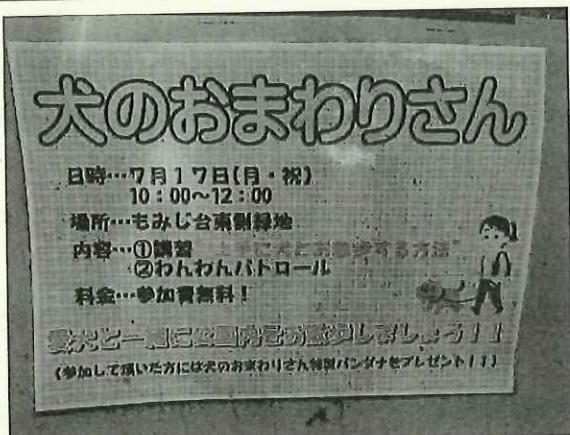
- ・火気使用禁止と制限についてホームページや看板等で周知します。また、パトロールにより啓発に努め、発見した場合は直ちに消火を求める。
- ・花火も火災の一因となることから公園内での花火を禁止し、発見時は直ちに注意します。

## **落書き防止対策**

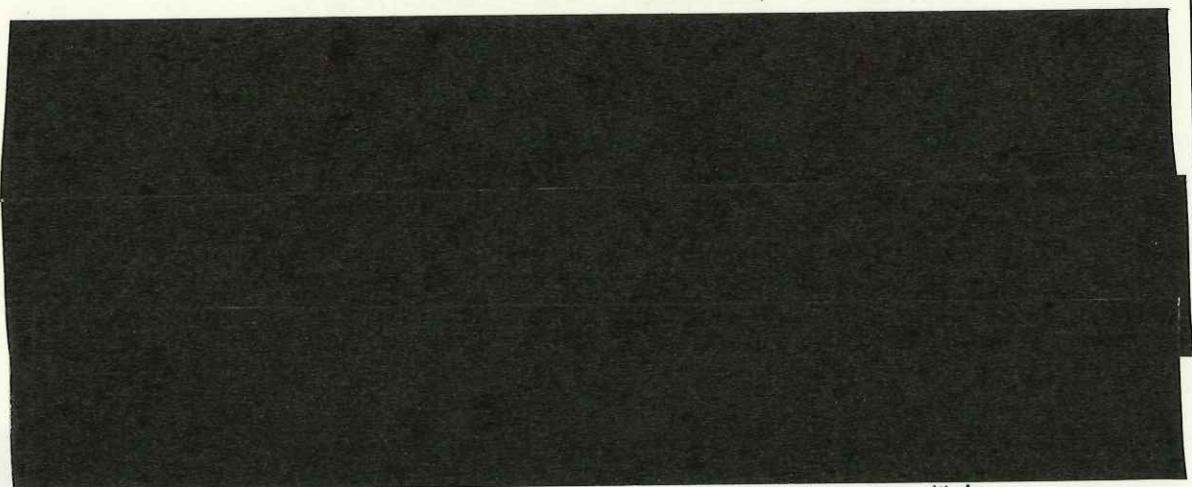
- ・公園内施設への落書きを発見した場合は、早期の修復に努めます。
- ・悪質な落書き行為については、公園管理者に報告した上で、警察に被害届を提出する等により対処します。

## 犬の放し飼いへの対策

- ・利用者の安全及び利用マナーについて看板等で告知し、それに反する行為をスタッフが発見した場合は、毅然とした態度で注意を促します。
- ・注意の際には、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成28年条例第22号）に基づいて、犬を2m以内の綱、鎖等のリードでけい留し、十分な管理が義務付けられていること、また、公園等を畜犬の汚物で汚染しないよう遵守する義務があることを、飼い主に説明し、条例を守らない飼い主の散歩は禁止します。
- ・マナーを守らない飼い主を、利用者が発見した場合に備え、管理事務所に連絡してもらえるように管理事務所の電話番号を明記した看板を設置します。
- ・注意指導を行いますが、繰り返し犬の放し飼いを行って改善が認められない場合は、関係機関及び公園管理者に連絡協議の上、対応していきます。
- ・もみじ台緑地で現在行っている、犬のしつけ・飼い主のマナー教室に加え、スタッフ教育も継続します。



利用マナーの告知



犬のしつけ教室

飼い主のマナー教室

## 5. 利用者サービス等に関する取組

### (1) 利用促進計画

利用者促進計画は、4公園の特性や機能を活かし、利用者に喜んでもらえる企画を計画していきます。(P131に記載しています)

#### 有料公園施設に関する業務

##### 有料施設共通

- ・施設の利用促進を図るため、利用者が再度利用したいと思う施設整備を心がけ、管理に何が必要かを事前に調査し、年間計画を作成して管理内容をスタッフに周知徹底します。
- ・利用者の安全を考え、利用時の危険性の有無を日々チェックします。危険と判断した場合には迅速に対応します。
- ・利用者に対するアンケートを実施し、改善点が認められた場合には、管理者会議を通じて改善策を検討します。
- ・利用時間のモニタリングを行い、休日や平日の利用実態に応じて施設利用時間の変更を検討し、利用者のニーズに応じた運営を行います。
- ・出入口の門扉の施錠や備品管理については、チェックリストを用いて確実に実行します。また、貸出しルールを明記した資料を利用時に配布することで、利用者への周知を図ります。
- ・抽選以外の方法による優先予約は、「有料運動施設の優先使用に係る取扱要領」に準じます。
- ・平等利用を確保するとともに、使用の承認・不承認は、条例、条例施行規則、札幌市運動施設等管理規則に基づき行います。
- ・利用料金等は、「現金取扱規定」に基づき適切に行います。
- ・施設が暴力団の活動に利用されないようにします。(P48に記載しています)

#### 受付業務

受付業務は利用者に対して施設利用の案内、苦情や問い合わせへの対応業務を以下の通り行います。

- ・利用者が見やすいようにグループの看板を設置します。
- ・親切、明朗、公平に対応する等、接客態度についての教育を徹底します。
- ・利用者の来館目的に沿って、最短経路での案内を行います。また、利用者の疑問に即時に対応します。
- ・利用者に対しては、施設の利用方法や利用上の留意点等を掲示板にて案内します。



現在の管理者事務所看板

- ・利用者が速やかに要件を済ませられるよう配慮します。
- ・使用承認等に関する事は札幌市の条例規則に基づいて行います。
- ・施設利用及び物品貸与の申込み受付を行います。
- ・利用の申し込みに対する使用承認を行います。
- ・苦情・要望や問い合わせへの対応業務を行います。
- ・利用料金の徴収を行います。

グループでは現在有料施設の管理を行っています。有料施設については、アンケート結果にあるように利用者から好評を得ており、受付における接客態度のマナーの向上、及び施設の清掃、美化はもとより、日々の施設整備等充実した管理運営の結果だと私たちは考えています。

#### 過去4年間の有料施設利用人数の推移と今後目標とする利用人数の推移(公園別)

グループが指定管理を行った過去4年間の有料施設の利用人数を集計しました。

新型コロナウイルスの流行による公園施設の利用規制に伴い利用者数の減少が目立ちましたが、令和4年度からは回復傾向にあります。

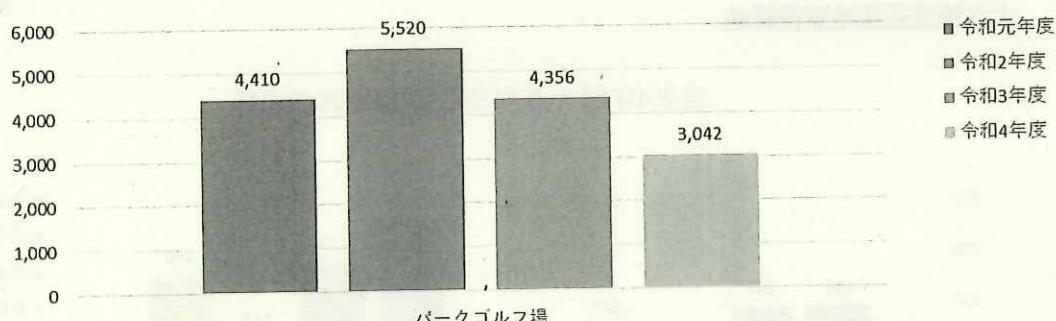
グループでは利用者に喜んで来てもらえるように、有料施設の管理運営、自主事業の充実、市民サービスの向上に積極的に取組んでいきます。

利用件数について前年比約1%増を目標に掲げていきます。

#### 厚別山本公園

単位：件

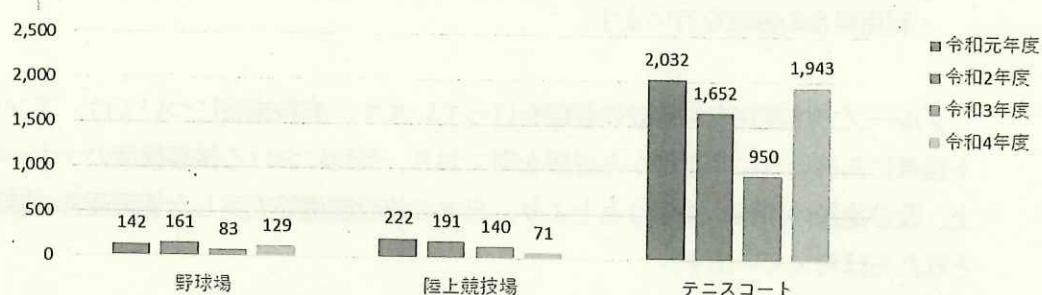
過去4年間の有料施設利用件数の推移



## もみじ台緑地

単位：件

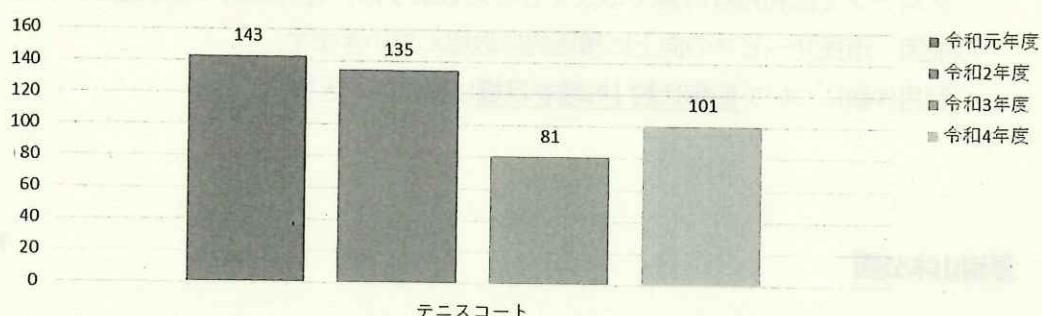
過去4年間の有料施設利用件数の推移



## 青葉中央公園

単位：件

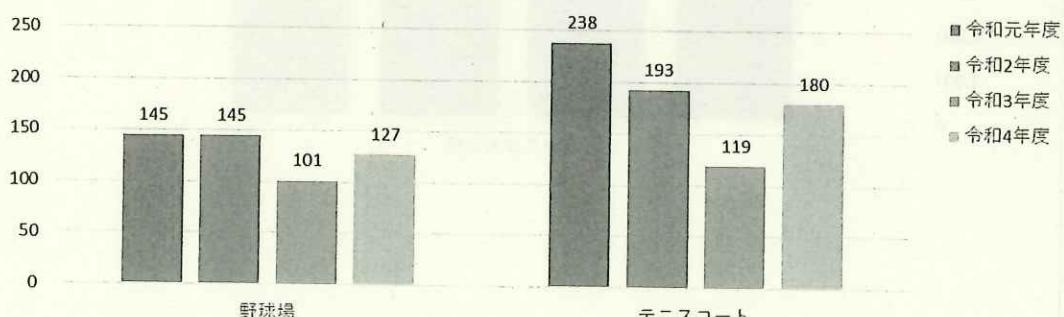
過去4年間の有料施設利用件数の推移



## 大谷地流通団地東側緑地

単位：件

過去4年間の有料施設利用件数の推移



## (2) 自主事業への取組

### 取組の基本的な考え方

利用者の誘致、利用頻度の向上を目標とし、利用者の幅広いニーズに応え、また、利用しやすいイベントを開催していきます。

### 取組の具体的な内容

#### 園芸教室・ハンギング教室・寄せ植え教室

現在フラワーバスケットの作成講習会を開催しています。特に主婦に評判が良く、今後も継続して開催します。 (年1回開催)

また園芸への関心を高めてもらうことで地域景観の潤い向上につなげるために、園芸講習会を開催します。流行もあるため利用者ニーズに応じた内容を行います。

#### 野菜の直販

野菜等を販売します。 (年1回開催)



ハンギング教室の様子

野菜直販の様子

#### 大会の主催

利用促進及び認知度向上を図るために、グループ主催のパークゴルフ・テニス・野球等の既存施設の利用率を向上するために「あつべつグリーンパートナ一杯」(仮)の大会を計画します。パークゴルフ大会の会場は厚別山本公園で行います。

(年1回開催)



パークゴルフ大会

## パークゴルフ場

パークゴルフ愛好者の獲得と新規開拓によって、利用者増大を実現できると考えており、パークゴルフ場の魅力向上に加え、さまざまな年齢層の利用、障がい者や外国人の利用を促進する取り組みを検討します。

## 利用料金

- ・札幌市都市公園条例の規定に基づいて1回券、回数券を設定します。
- ・回数券においては別の公園で利用することも考慮し、他の指定管理者と連携して共通利用を検討します。
- ・サービス券は、利用者の要望があった場合検討していきます。

大人	1人1回 (18H)	300円	(1) 「大人」とは、子供、小学校入学前の者及び高齢者以外の者をいう。 (2) 「子供」とは、小学生及び中学生をいう。 (3) 「1回」とは、18ホールの使用をいい、使用ホールが18ホールに満たない場合であっても、18ホールを使用したものとみなす
子供		150円	
高齢者	につき	210円	
回数券使用	大人	回数券6枚 つづり	1,500円
	子供		750円
	高齢者		1,050円

※19ホール目以降は2回分の料金となります。

## 記念日の割引

- ・スポーツの日（10月第2月曜日）には利用料金を無料にします。

以下の記念日について、今後割引を検討します。

- ・子どもの日（5月5日）
- ・敬老の日（9月第3月曜日）
- ・パークゴルフの日（8月9日）

## 利用促進に向けた販売事業

厚別山本公園においては、近隣にコンビニエンストア等の商店がないことから、受付棟（管理事務所）に電子レンジとポットを常備しアイスやカップ麺、パン等を販売します。

## スポーツ用具のレンタル

利用者サービスの一環として、パークゴルフ用具やテニスラケット、各種ボール等のレンタルを実施し、管理事務所を受付にします。

## ドッグラン

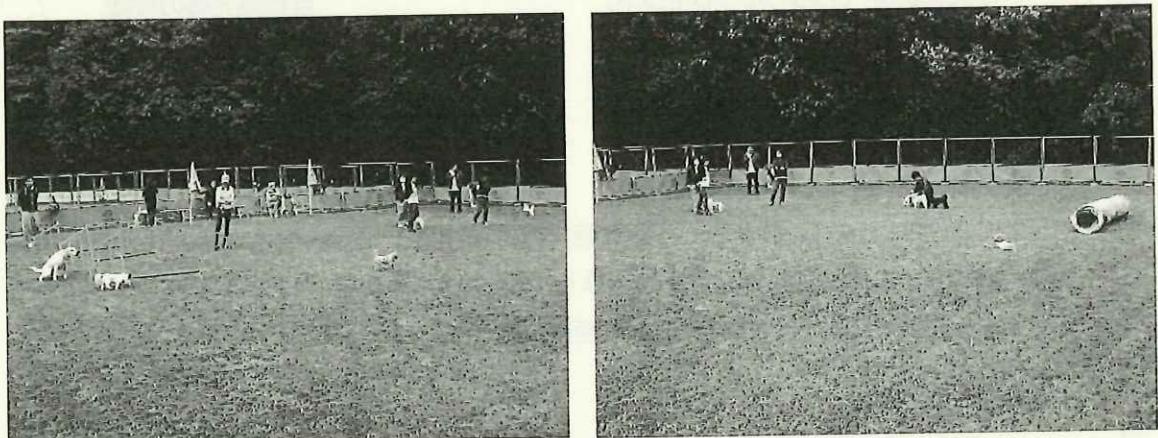
現在行っている実績をふまえて、愛犬家の増加に伴い、都市でも愛犬を運動させる場所が欲しいという要望からドッグランを継続して行います。

近年、公園利用者（愛犬家等）によるドッグラン施設の設置の要望が数多く上がっています。そこでグループでは、平成19年7月より札幌市で市の公園として初の試みであるドッグランを、もみじ台緑地に開設しております。（令和元年と令和4年の実績では年平均137頭数の利用でした。）

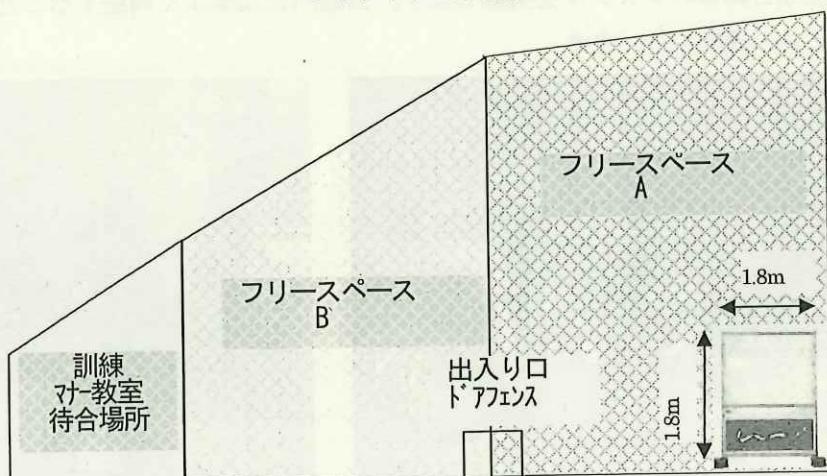
施設の開催期間中は常時、指導者（ドッグトレーナー）と指導犬を配置し、安心して遊ばせられる体制を整え、利用者からは「指導者からアドバイスを受けられると、遊びながら利用者相互の情報交換、コミュニケーションも進みます。」との声がありました。犬同士が仲良くなることで犬が社会性を学ぶこともできるのではないかと思います。

また、犬のしつけ教室も利用者の要望（アンケート）を踏まえ開催しております。

今後とも、公園利用者に対し適切な指導のもと人と犬とが共存できる公園の管理運営が必要になるとグループでは考えており、公園内の多目的広場での設置を検討しています。（毎年開催）



ドッグランの風景



グループで現在行っているドッグランの平面図です。

### 愛犬撮影会(わんわんプレゼント)

公園施設のドッグランを活用して、愛犬が遊んで飛び回っている姿を撮影し、後日印刷したものを利用者に提供します。

### 自動販売機の導入(設置)

自動販売機を引き続き導入するとともに防災自動販売機の導入を検討します。

現在、厚別山本公園 2 台、もみじ台緑地 5 台、青葉中央公園 2 台設置しています。



愛犬撮影会 (わんわんプレゼント)



自動販売機の設置

### テニススクールの開催

もみじ台緑地テニスコートにて、スクールを開催します。 (毎年開催)

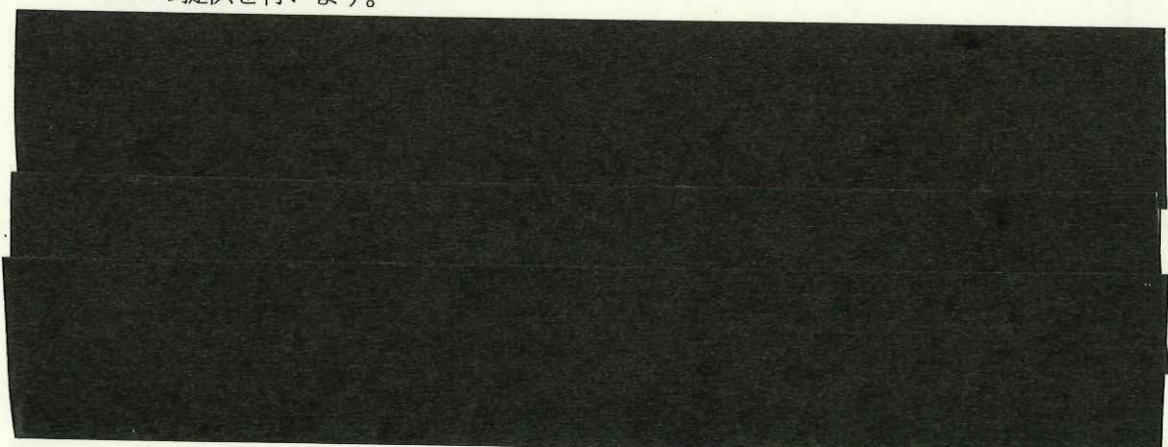
### 親子凧作り教室

冬期間の有効利用として、陸上競技場を利用して凧揚げできる場所を提供しています。専門講師を招き親子で凧作りできる教室を開催してきました。

(2025 年度、2027 年度 隔年 1 回開催)

### 自転車のレンタル

厚別山本公園は総面積 52ha と広大な敷地であることから、世代を問わず利用が可能な自転車のレンタルを実施します。公園内を効率よく周遊することができるサービスの提供を行います。



テニススクール

親子凧作り教室

自主事業計画	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
ハンギング教室・ 寄植え教室	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
野菜の直販	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
大会の開催 (パークゴルフ・ テニス・野球等)	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
記念日の割引	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
販売事業	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
スポーツ用具の レンタル (ファミリー割引)	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
ドッグラン	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
愛犬撮影会 (わんわん プレゼント)	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
自動販売機	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
テニススクール の開催	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔
親子凧作り教室 伝統遊び	調査・計画 ↔	実施 ↔ 見直し ↔	調査・計画 ↔	実施 ↔ 見直し ↔	調査・計画 ↔
自転車レンタル	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔	実施 ↔ 見直し ↔

### (3) 公園の課題把握及び理想像の実現

#### 課題と理想像

古い公園であるもみじ台緑地・大谷地流通団地東側緑地・青葉中央公園においては、施設の更新工事が進められていることから、更新された施設に応じた管理方法や安全対策を確保していきます。また、少子化の進む社会を踏まえて、子供中心の公園利用だけでなく、より一層様々な世代が楽しめる取組を進めていきます。(P127に記載しています)

## 6. 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

グループでは、公園管理者と連携しながら、リーフレット等の作成・配布、ホームページの更新、その他の必要な施設のPRや情報提供を行います。

ホームページにおいては、アクセス件数のカウンター、閲覧者の問合せ先（電子メールアドレス及び電話番号等の利用者向け問合せ先）を掲載します。

また、利用者の立場になって、高齢者や障がい者を含め、使用するパソコンやスマートフォン等の異なるすべての利用者が、ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるように、アクセシビリティ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて管理し、ウェブアクセシビリティを確保するための取組を行います。

- ・総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考にして、ホームページを整えます。
- ・ウェブアクセシビリティ方針を策定し、公開しています。
- ・日本工業規格JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAに準拠し、1年に1回の試験を行い、実施結果を公開しています。
- ・1年に1回「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開しています。
- ・既設ホームページの更新にあたっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」（改訂平成29年12月1日）を遵守しています。
- ・JIS規格の改訂が行われた場合は、最新の規格に対応します。

### 適合レベル AA 準拠の維持・向上と今後のスケジュール

ウェブアクセシビリティの確保について、取組対象の把握を行った上で実現方策を調査し、ウェブアクセシビリティを整えました。同時にスタッフ研修を行い、スタッフの意識と対応力を高めていきます。

ウェブアクセシビリティを確保したことから、今後は新規ページに対して試験と評価を行うとともに、年に1度全体に不備がないか検証し改善していきます。

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修	スタッフ研修
日々の運用における取組				
試験と公開	試験と公開	試験と公開	試験と公開	試験と公開
実現内容の評価と公開	実現内容の評価と公開	実現内容の評価と公開	実現内容の評価と公開	実現内容の評価と公開
ユーザー評価	検証	検証	ユーザー評価	検証
改善	改善	改善	改善	改善

### **修正時、新規ページ作成時におけるアクセシビリティ確保の方策**

新規ページの作成や修正を行う場合は、ウェブアクセシビリティの確保を維持する必要があり、以下について留意します。

- ・音声や画像等の情報表示においては、同等の意味を伝える代替テキストを用意します。
- ・構造的でわかりやすい文章とします。
- ・正しい文法・用法のHTMLとします。特に構造タグの正しい適用を行います。
- ・理解しやすい識別しやすい配色や表現を心がけます。

### **試験実施時期及び方法**

年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を用いて、取組内容の確認を継続していきます。

また、JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施しウェブアクセシビリティの実現内容を確認し、それぞれの結果は、ホームページ等で公開・毎年更新しています。

### **アクセシビリティ維持・向上の取組(職員研修・利用者からの意見収集等)**

総務省で公開している「障がい者のホームページ利用方法の紹介ビデオ」を活用しながら、ウェブアクセシビリティに対応した情報提供とはどのようなものか研修を行います。研修内容には、画像に対する代替テキストの利用者等に適切に情報を伝える留意点、色彩の基礎知識等も含めます。

利用者からの意見の収集においては、高齢者・障がい者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。

障がい者の意見については、札幌市視聴覚障がい者情報センターとの連携を検討します。

### **ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等**

ウェブアクセシビリティの確保が達成できていない箇所等の不備があった場合、達成できなかつた原因とその改善方法とその達成時期を検討するとともに、達成できている場合には、ウェブアクセシビリティの取組において更に向上的余地がないか検討します。

### **引継ぎ業務**

グループでは、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引き継ぎを行います。

また、新旧指定管理者は、業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを公園管理者に提出します。

引継ぎの際には、利用者の利便性を損なわないよう、公園管理者及び新指定管理者と協力して行います。

別途公園管理者との協議により定める内容についても引継ぎます。

## 7. 類似業務の実績について

グループでは平成 19 年からの 17 年間、4 公園の指定管理者としての実績があります。

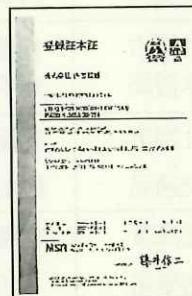
各社の実績としては、

### 株式会社 四宮造園

- ・平成19年度からグループ代表であり、現在、札幌市発注の公園維持管理業務のうち、北区・白石区・厚別区の3区で共同企業体の代表者として、発注者および各組織との連携を取りながら施工しています。
- ・他の指定管理者の実績として現在、屯田西公園、太平公園、新琴似グリーン公園、月寒公園、吉田川公園、茨戸川緑地、あいの里公園（札幌市）、きたひろサンパーク（北広島市）において、指定管理者として管理運営を行っています。
- ・ISO9001・ISO14001・ISO45001を認証取得しています。



ISO9001



ISO14001



ISO45001

### 類似業務実績表

#### 指定管理業務（株式会社 四宮造園）

業務名	発注者	所在地	主な業務内容	期間
札幌市都市公園指定管理者業務 屯田西公園・太平公園・新琴似グリーン公園	札幌市	札幌市 北区	管理運営業務	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日
札幌市都市公園指定管理者業務 厚別山本公園・もみじ台緑地・青葉中央公園・大谷地流通団地東側緑地	札幌市	札幌市 厚別区	管理運営業務	令和元年4月1日～ 令和6年3月31日
札幌市公園維持管理業務 月寒公園・吉田川公園	札幌市	札幌市 豊平区	管理運営業務	令和元年4月1日～ 令和6年3月31日
札幌市公園維持管理業務 茨戸川緑地・あいの里公園	札幌市	札幌市 北区	管理運営業務	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日
きたひろサンパーク管理業務	北広島市	北広島市	管理運営業務	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日

維持管理業務（株式会社 四宮造園）

業務名	発注者	所在地	主な業務内容	期間
白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務（北地区）	札幌市	札幌市白石区	維持管理業務	令和4年3月15日～令和5年3月14日
北区公園及び街路樹等総合維持管理業務（新川・新琴似・新琴似西地区）	札幌市	札幌市北区	維持管理業務	令和4年3月15日～令和5年3月14日
厚別区公園及び街路樹等総合維持管理業務（東地区）	札幌市	札幌市厚別区	維持管理業務	令和4年3月15日～令和5年3月14日
厚別区役所前庭等維持管理業務	札幌市	札幌市厚別区	維持管理業務	令和4年4月22日～令和5年3月15日
東米里事業用地管理業務	札幌市環境局	札幌市白石区	維持管理業務	令和4年4月15日～令和4年11月30日
水道局豊平庁舎植栽整備業務	札幌市水道局	札幌市豊平区	維持管理業務	令和4年4月21日～令和4年11月30日
指令所敷地内緑地管理業務	札幌市交通局	札幌市厚別区	維持管理業務	令和4年6月28日～令和4年10月31日
石狩川維持工事の内 札幌河川事務所管内植栽維持工事	北海道開発局	札幌市南区	維持管理業務	令和4年4月16日～令和4年11月30日
林業試験場構内等管理運営業務	北海道立総合研究機構	美唄市	維持管理業務	令和4年4月22日～令和4年11月8日
食品加工研究センター施設前庭管理業務	北海道立総合研究機構	江別市	維持管理業務	令和4年4月28日～令和4年12月3日
北海道立衛生研究所薬用植物園管理業務	北海道立衛生研究所	札幌市北区	維持管理業務	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当別出張所管内道路維持補修（植栽管理）業務	北海道空知総合振興局	当別町	維持管理業務	令和4年4月1日～令和5年3月31日
滝野すずらん丘陵公園内芝生管理清掃他業務	札幌市公園緑化協会	札幌市南区	維持管理業務	令和元年12月1日～令和5年11月30日
令和3年度～5年度札幌芸術の森庭園管理業務（A区分）	札幌市芸術文化財団	札幌市南区	維持管理業務	令和3年4月1日～令和4年3月31日
西部スラッジセンター庭園管理業務	札幌市下水道資源公社	札幌市手稲区	維持管理業務	令和4年5月23日～令和4年11月30日
ごみ資源化工場構内草刈業務	札幌市環境事業公社	札幌市北区	維持管理業務	令和4年6月1日～令和4年9月30日

### 株式会社 園建

- ・現在指定管理を行っているあつべつグリーンパートナーの構成員であり、厚別区において公園及び街路樹等総合維持管理業務（西地区）で共同企業体の代表として、発注者および各組織との連携を取りながら施工しています。
- ・他の指定管理の実績として、西区の五天山公園・宮丘公園において指定管理者として管理運営を行っています。
- ・ISO9001を認証取得しています。



ISO9001

### 類似業務実績表

#### 指定管理業務（株式会社 園建）

業務名	発注者	所在地	主な業務内容	期間
札幌市都市公園指定管理者業務 厚別山本公園・もみじ台緑地・青葉中央公園・大谷地流通団地東側緑地	札幌市	札幌市 厚別区	管理運営業務	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
札幌市都市公園指定管理者業務 五天山公園・宮丘公園	札幌市	札幌市 西区	管理運営業務	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
恵庭市指定管理者業務 恵庭市パークゴルフ場	恵庭市	恵庭市	管理運営業務	平成31年4月1日～ 令和5年3月31日

#### 維持管理業務（株式会社 園建）

業務名	発注者	所在地	主な業務内容	期間
厚別区公園及び街路樹等総合維持管理業務（西地区）	札幌市	札幌市 厚別区	維持管理業務	令和4年3月15日～ 令和5年3月14日
アリオ札幌店 記本部植栽維持管理業務	ゼネラル サービス㈱	札幌市 東区	維持管理業務	令和4年6月1日～ 令和4年11月20日
令和4年度北広島市都市公園管理業務（団地西地区）	北広島建設 事業協同組合	北広島市	維持管理業務	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
本局庁舎前庭等管理業務	札幌市 交通局	札幌市 厚別区	維持管理業務	令和4年6月19日～ 令和5年3月31日

## 株式会社 コクサク

- ・平成27年度から厚別山本公園においての施工実績を数多く有しています。
- ・他の指定管理の実績として、札幌市での最初の指定管理者業務（中島公園・豊平川緑地）において、各種団体との連携や協働による事業を展開し、民間の運営手法とアイデアにより、指定管理者業務の可能性を追究し、業務を展開した実績があります。
- ・ISO9001・ISO14001を認証取得しています。



類似業務実績表

ISO9001

ISO14001

### PPP(官民パートナーシップ事業) (株式会社 コクサク)

業務名	発注者	所在地	主な業務内容	期間
(仮称) 篠路福移の森緑地パークゴルフ場事業	札幌市	札幌市 北区	維持管理業務	平成 23 年 4 月 1 日～ 令和 16 年 3 月 31 日

### Park-PFI事業(官民連携型賃わい拠点創出事業) (株式会社 コクサク)

業務名	発注者	所在地	主な業務内容	期間
恵庭ふれあい公園 飲食施設等管理運営業務	恵庭市	恵庭市	管理運営業務	令和 4 年 6 月 7 日～ 令和 14 年 6 月 6 日

### 維持管理業務 (株式会社 コクサク)

業務名	発注者	所在地	主な業務内容	期間
厚別区公園及び街路樹等総合 維持管理業務 (南地区)	札幌市	札幌市 厚別区	維持管理業務	令和 4 年 3 月 15 日～ 令和 5 年 3 月 14 日
豊平区公園及び街路樹等総合 維持管理業務 (豊平北地区)	札幌市	札幌市 豊平区	維持管理業務	令和 4 年 3 月 15 日～ 令和 5 年 3 月 14 日
清田区公園及び街路樹等総合 維持管理業務 (清田地区)	札幌市	札幌市 清田区	維持管理業務	令和 4 年 3 月 15 日～ 令和 5 年 3 月 14 日
藻岩浄水場庭園整備業務	札幌市	札幌市 中央区	維持管理業務	令和 4 年 4 月 25 日～ 令和 4 年 12 月 16 日
北海道庁本庁舎 構内庭園管理業務	北海道	札幌市 中央区	維持管理業務	令和 4 年 4 月 13 日～ 令和 4 年 12 月 9 日

## 8. 札幌市内の企業等の活用について

物品の購入及び特殊かつ専門性が求められる業務については、地域経済発展を考慮しながら、迅速かつ密接な連携が容易な市内業者・団体に委託し、質の高いサービスの提供に努めることを基本とします。

市内業者を原則とし、数社による見積内容確認を行い、良い品質を適正な価格にて、委託、調達します。

- ・新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、市内業者や商品等の情報収集に努め、よりよい活用につなげます。
- ・適正コストや企業信用力、業務の体制や実績等についても勘案して選定し、経費の節減及び適切な業務遂行にも留意します。

### 再委託について

遊具点検、電気、水道他補修については緊急性が求められることから、市内業者を活用します。従来行われていた再委託について調査し、継続委託を検討します。

### 物品の調達について

規格・品質が同等の製品であれば、市内業者からの購入を優先して検討していきます。(P47に記載しています)